

地方支分部局等における指導監督行政（立入検査）に関する調査

〈資料〉

資料1	省庁別の立入検査数	1
資料2	省庁別・地方支分部局等別立入検査従事職員数	2
資料3	個別産業（業種）別の立入検査数と事業者数	3
資料4	立入検査に係るマニュアル等の策定状況	4
資料5	海上運送事業者に対する立入検査が未実施の事例	5
資料6	海上運送事業者に対する地方運輸局等と管区海上保安本部の立入検査（総点検）実施状況	6
資料7	農薬及び毒劇物の販売業者に対する農薬取締法所管部局と毒劇物取締法所管部局の立入検査実施状況	7
資料8	簡易ガス事業者に対する経済産業局と産業保安監督部の立入検査実施状況	8
資料9	地方厚生局と都道府県等が特定機能病院から提出を求めている調査表の記載事項等	9
資料10	農薬取締法に基づく立入検査結果が毒劇物取締法所管部局に情報提供されていない状況	9

資料 1

省庁別の立入検査数

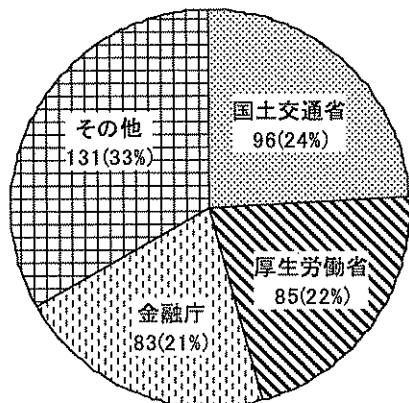
(単位：検査、%)

省庁名	地方支分部局等名	立入検査等検査数	
			省庁計
金融庁	財務局	83	83(21.0)
総務省	総合通信局	5	5(1.3)
法務省	地方更生保護委員会	1	1(0.3)
財務省	財務局	9	20(5.1)
	税関	4	
	国税局	7	
文部科学省	原子力事務所	1	1(0.3)
厚生労働省	地方厚生局	38	85(21.5)
	都道府県労働局	16	
	地方社会保険事務局	30	
	検疫所	1	
農林水産省	地方農政局	31	33(8.4)
	漁業調整事務所	1	
	動物検疫所	1	
経済産業省	経済産業局	36	45(11.4)
	産業保安監督部	9	
国土交通省	地方整備局	18	96(24.3)
	地方運輸局	56	
	地方航空局	8	
	管区气象台	8	
	管区海上保安本部	6	
環境省	地方環境事務所	26	26(6.6)
合計			395(100.0)

(注)1 当省の調査結果による。調査時点は平成 17 年 9 月 30 日現在である。(環境省は平成 17 年 10 月 1 日現在。)

2 ()内は合計に対する構成比である。

(単位：検査)



省庁別・地方支分部局等別立入検査従事職員数

(単位：人)

省庁名	地方支分部局等名	全職員数	立入検査従事職員数	
				省庁計
金融庁	財務局	4,836	528	528
総務省	総合通信局	1,427	778	778
法務省	地方更生保護委員会	256	16	16
財務省	財務局	4,836	121	1,415
	税関	8,499	65	
	国税局	54,250	1,229	
文部科学省	水戸原子力事務所	6	3	3
厚生労働省	地方厚生局	625	163	13,447
	都道府県労働局	23,027	7,840	
	地方社会保険事務局	16,495	5,095	
	検疫所	816	349	
農林水産省	地方農政局	17,358	4,245	4,760
	動物検疫所	376	318	
	漁業調整事務所	218	197	
経済産業省	経済産業局	2,002	408	717
	産業保安監督部	346	309	
国土交通省	地方整備局	22,392	1,667	5,977
	地方運輸局	4,589	1,931	
	地方航空局	4,718	135	
	管区气象台	3,534	8	
	管区海上保安本部	10,728	2,236	
環境省	地方環境事務所	386	208	208
合計		176,884	27,849	

(注) 1 当省の調査結果による。調査時点は、平成18年4月1日(国税局及び厚生労働省については18年3月31日)現在である。

2 全職員数及び立入検査従事職員数は、現在員(環境省は定員)である。

3 立入検査従事職員数は以下により把握した。

① 通常立入検査業務に従事している者及び不正の発覚、事故の発生その他必要の都度行われる立入検査に従事することとされている者の人数である。

② 複数の法律に基づく立入検査を兼務している者がいる場合は、法律ごとの従事延べ人数ではなく、配置人員数を計上した。

③ 立入検査と他の業務を兼務している者については、兼務の状況にかかわらず一人として計上した。

④ 専ら検査計画の企画立案、進行管理等の業務に従事するものは除いている。

4 財務局は財務省の地方支分部局であるが、委任を受けて金融庁業務を実施していることから、財務局の全職員数を金融庁及び財務省の各欄に記載した。ただし、全職員数の合計は、財務局の重複計上分(4,836人)を除いている。

5 厚生労働省については、実地調査した地方支分部局等における立入検査従事職員数の当該地方支分部局等の職員数に占める割合を算出し、当該割合を地方支分部局等ごとの全職員数に当てはめる方法により算出した推計値である。

資料 3

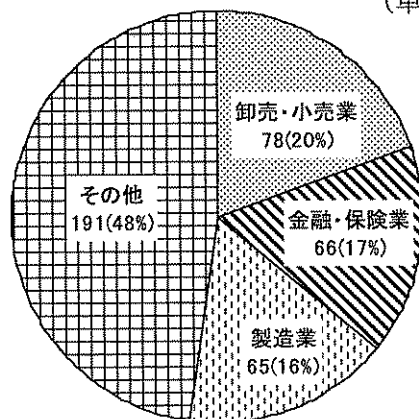
個別産業（業種）別の立入検査数と事業者数

(単位：検査、%)

業種名	(参考)事業者数 (全国ベース)	立入検査数
卸売・小売業	1,626,443	78 (19.5)
金融・保険業	85,573	66 (16.5)
製造業	576,412	65 (16.3)
運輸業	130,056	54 (13.5)
医療、福祉	275,499	50 (12.5)
サービス業	1,076,719	30 (7.5)
農林漁業	18,518	16 (4.0)
複合サービス業	30,587	11 (2.8)
鉱業	3,287	9 (2.3)
教育、学習支援業	164,333	8 (2.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,073	5 (1.3)
建設業	564,352	3 (0.8)
不動産業	316,471	3 (0.8)
飲食店、宿泊業	802,707	1 (0.3)
報通信業	54,462	1 (0.3)
合計	5,728,492	400(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。調査時点は平成 17 年 9 月 30 日現在である。(環境省は平成 17 年 10 月 1 日現在。)
- 2 複数の業種に関する立入検査があるため、「立入検査数」欄は延べ数である。
- 3 ()内は合計に対する構成比である。
- 4 「業種別」は、日本標準産業分類に基づいて分類した。
- 5 参考として各業種の全国ベースでの事業者数を総務省の「平成 16 年事業所・企業統計調査」の結果から引用した。

(単位：検査)



資料 4

立入検査に係るマニュアル等の策定状況

① マニュアル・チェックリストの策定状況

(単位：検査、%)

区 分		チェックリストの策定状況		
		あり	なし	合計
マニ ュ ア ル の 策 定 状 況	あり	129(32.7)	55(13.9)	184 (46.6)
	なし	8 (2.0)	203(51.4)	211 (53.4)
	合計	137(34.7)	258(65.3)	395(100.0)

(注)1 当省の調査結果による。調査時点は平成 17 年 9 月 30 日現在である。

(環境省は平成 17 年 10 月 1 日現在。)

2 ()内は合計に対する構成比である。

② マニュアルの策定と立入検査の実施方法の関係

(単位：検査、%)

マニュアル等の策定状況		立入検査の実施方法		
マニュアル	チェックリスト	随時検査	定期検査	計
○	○	49 (17.0)	80 (75.5)	129
○	×	43 (14.9)	12 (11.3)	55
×	○	2 (0.7)	6 (5.7)	8
×	×	195 (67.5)	8 (7.5)	203
合計		289(100.0)	106(100.0)	395

(注)1 当省の調査結果による。調査時点は平成 17 年 9 月 30 日現在である。

(環境省は平成 17 年 10 月 1 日現在。)

2 「○」は策定していること、「×」は策定していないことを示す。

3 ()内は合計に対する構成比である。

資料 5

海上運送事業者に対する立入検査が未実施の事例

許可運輸局名	許可等種別	立入検査対象			施設等		
		起点	寄港地 1	寄港地 2	寄港地 3	施設等名 (当該施設を する運輸局 等)	施設等名 (当該施設を する運輸局 等)
関東運輸局	一般旅客定期 航路事業	実施方針 上、左の 施設を 検査と する 立入 検査 対象 とする 地方 運輸 局等	実施方針 上、左の 施設を 検査と する 立入 検査 対象 とする 地方 運輸 局等	実施方針 上、左の 施設を 検査と する 立入 検査 対象 とする 地方 運輸 局等	実施方針 上、左の 施設を 検査と する 立入 検査 対象 とする 地方 運輸 局等	実施方針 上、左の 施設を 検査と する 立入 検査 対象 とする 地方 運輸 局等	実施方針 上、左の 施設を 検査と する 立入 検査 対象 とする 地方 運輸 局等
		細島港 (九州)	高知港 (四国)	川崎ター ミナル (関東)	那智勝 浦 港 (近畿運 輸局)	宮崎ター ミナル (九州)	九州

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 網掛けした箇所は、航路の許可等を行った地方運輸局等（関東運輸局）も当該輸送施設等の所在地を管轄する地方運輸局等（四国運輸局、近畿運輸局）のいずれもが立入検査を実施することとしていないターミナル等施設である。両施設は、平成14年度から16年度の間に、立入検査の実績がない。

資料 6

海上運送事業者に対する地方運輸局等と管区海上保安本部の立入検査（総点検）実施状況

(単位：事業者)

区分	調査対象機関名	平成 16 年度総点検		17 年度総点検			
			合同検査	重複検査		合同検査	重複検査
重複検査あり	中部運輸局 (本局、三重運輸支局及び鳥羽海事事務所)	12	2	3(2)	16	2	2(1)
	第四管区海上保安本部	10			16		
	中国運輸局 (本局及び呉海事事務所)	7	1	1(0)	8	1	1(0)
	第六管区海上保安本部 (広島及び呉海上保安部)	15			9		
	四国運輸局(本局)	14			15		0
	第六管区海上保安本部 (高松海上保安部)	12	2	1(0)	9	4	0
	沖縄総合事務局	26	18	7(3)	24	13	5(4)
	第十一管区海上保安本部	26			26		
計	59	23	12(5)	63	20	8(5)	
	63			60			
重複検査なし	北海道運輸局	26	4	0	30	11	0
	第一管区海上保安本部	14			20		
	東北運輸局	27	12	0	26	13	0
	第二管区海上保安本部	12			13		
	関東運輸局	32			30		
	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	9	8	0	12	8	0
	近畿運輸局	18	10	0	18	7	0
	第五管区海上保安本部	51			38		
九州運輸局(本局)	10	1	0				
第七管区海上保安本部	15						
計	113	35	0	104	39	0	
	101			83			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「重複検査」欄の()内は、1週間以内の重複である。

3 総点検実施期間は、平成 16 年度、17 年度とも、12 月 10 日から翌年 1 月 10 日である。

4 九州運輸局及び第七管区海上保安本部の平成 17 年度については調査していない。

資料 7

農薬及び毒劇物の販売業者に対する農薬取締法所管部局と毒劇物取締法所管部局の
立入検査実施状況

(単位：事業者)

区分	調査対象機関名		平成 16 年度		17 年度 (4～9月)			
			合同検査	重複検査		合同検査	重複検査	
重複検査あり	宮城県	農薬担当部局	47	0	5(0)	32	0	0
		毒劇物担当部局	20			0		
	石川県	農薬担当部局	32	0	4(1)	37	0	7(1)
		毒劇物担当部局	45			25		
	広島県	農薬担当部局	35	0	6(1)	/		
		広島市	104			/		
	香川県	農薬担当部局	116	10	9(0)	63	9	0
		高松市	33			18		
	福岡県	農薬担当部局	13	7	2(1)	18	1	0
		毒劇物担当部局	66			20		
福岡市	毒劇物担当部局	23			0			
	沖縄県	農薬担当部局	37	0	10(1)	6	0	0
毒劇物担当部局		19	18					
計	農薬担当部局	280	17	36(4)	156	10	7(1)	
	毒劇物担当部局	310			81			
重複検査なし	北海道	農薬担当部局	0	0	0	6	0	0
		毒劇物担当部局	61			24		
	埼玉県	農薬担当部局	37	27	0	95	0	0
		毒劇物担当部局	13			0		
	さいたま市	毒劇物担当部局	19			0		
		大阪府	農薬担当部局	11	0	0	10	0
	毒劇物担当部局		15	0				
	計	農薬担当部局	48	27	0	111	0	0
毒劇物担当部局		108	24					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「重複検査」欄の()内は、1か月以内の重複である。

3 香川県及び福岡県の合同検査は、農薬危害防止運動において実施されている。

4 広島県・広島市の17年度については調査していない。

簡易ガス事業者に対する経済産業局と産業保安監督部の立入検査実施状況

(単位：事業者)

区分	調査対象機関名	平成 16 年度		17 年度 (4～9月)				
		合同検査	両機関独自検査	合同検査	両機関独自検査			
調整を行うこととしていない	四国経済産業局	29	0	1(0)				
	中国四国産業保安監督部四国支部	3						
	九州経済産業局	57	0	12(7)	17	1	3(1)	
	九州産業保安監督部	46						33
計		86	0	13(7)	17	1	3(1)	
		49			33			
調整を実施	近接した別の日に実施	沖縄総合事務局	8	0	8(7)			
		那覇産業保安監督事務所	8					
	計		8	0	8(7)			
			8					
	調整不十分	北海道経済産業局	12	0	1(0)	3	0	1(1)
		北海道産業保安監督部	20			4		
		中部経済産業局	30	0	1(1)	16	0	0
		中部近畿産業保安監督部	33			8		
		近畿経済産業局	31	0	2(0)	16	0	1(0)
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	52	14					
	計		73	0	4(1)	35	0	2(1)
		105			26			
原則として合同実施	東北経済産業局	31	31	0	11	11	0	
	関東東北産業保安監督部東北支部	31			11			
	関東経済産業局	99	26	0	14	14	0	
	関東東北産業保安監督部	153			15			
	中国経済産業局	32	32	0	3	0	0	
中国四国産業保安監督部	60	32						
計		162	89	0	28	25	0	
		244			58			

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「両機関独自検査」とは、同一事業者に対して、同一年度内に各機関がそれぞれ独自に立入検査を実施することをいう。
 3 「両機関独自検査」の()内は、1か月以内に発生しているものである。
 4 産業保安監督部の平成 16 年度欄は、経済産業局(保安課)の実績を計上した(産業保安監督部は平成 17 年 4 月に設置)。
 5 四国経済産業局・中国四国産業保安監督部四国支部と沖縄総合事務局・那覇産業保安監督事務所の平成 17 年度は調査していない。
 6 九州経済産業局・九州産業保安監督部の 17 年度の合同検査(1件)は、申告事案であり、両機関に関わる内容であったため、合同で立入検査を実施したものである。

資料 9

地方厚生局と都道府県等が特定機能病院から提出を求めている調査表の記載事項等

区分	事項
○ 地方厚生局が立入検査時に提出を求めている調査表の記載事項のうち、業務報告書（注）で把握可能なもの（主なもの）	① 一日平均入院患者数 ② 一日平均外来患者数 ③ 紹介率と算出根拠 ④ 高度の医療提供実績（特定疾患治療研究事業取扱患者数） ⑤ 医療に関する安全管理のための委員会開催実績
○ 地方厚生局と都道府県等が立入検査時にそれぞれ提出を求めている調査表で共通している事項（主なもの）	① 許可病床数（病床種別毎） ② 一日平均入院患者数 ③ 一日平均外来患者数 ④ 標榜診療科目 ⑤ 人員配置（医師、歯科医師、薬剤師、看護師・准看護師、診療放射線技師等）

（注） 1 当省の調査結果による。

2 業務報告書は、特定機能病院に対し、毎年度、厚生労働大臣への提出が義務付けられているものである。

資料 10

農薬取締法に基づく立入検査結果が毒劇物取締法所管部に情報提供されていない状況

都道府県名	立入検査件数 （事業者数）	左のうち毒劇物取締 法に違反するとみら れるもの	毒劇物取締法違反とみられる 主な内容
埼玉県	105	6	○ 毒劇物と毒劇物以外のも のが分別管理されていない
石川県	42	4	○ 毒劇物保管庫が無施設 ○ 毒劇物と毒劇物以外のも のが分別管理されていない

（注） 1 当省の調査結果による。

2 「立入検査件数（事業者数）」は、平成 16 年 4 月～17 年 9 月の実績である。